



発行
東京都

目次

55

告示

- 保育士登録手数料等の収納委託……………一
………（福祉局子供・子育て支援部保育支援課）…一
- 介護支援専門員登録申請手数料等の徴収委託……………一
………（福祉局高齢者施策推進部介護保険課）…一
- 介護支援専門員再研修受講料の徴収委託……………二
………（同）…二
- 主任介護支援専門員研修受講料の徴収委託……………二
………（同）…二
- 主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収委託……………二
………（同）…二
- 東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託……………二
………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…二
- 東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託……………二
………（同）…二
- 東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………三
………（同）…三
- 東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………三
………（同）…三
- 東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………三
………（同）…三
- 東京都立北療育医療センターの使用料及び手数料の徴収委託……………三
………（同）…三
- 東京都立北療育医療センター城南分園の使用料及び手数料……………三
………（同）…三

び手数料の徴収委託……………（同）…四

○東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…四

○東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…四

○東京都立東部療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…五

○東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…五

○東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…五

○東京都リハビリテーション病院条例による使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…五

○東京都立心身障害者口腔保健センター条例による使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…五

○東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……………（保健医療局多摩府中保健所管理課）…六

告示

●東京都告示第四百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
社会福祉法人日本保育協会
千代田区麴町一丁目六番地二 麴町一丁目ビル六階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表三の項に規定する保育士登録手数料、保育士登録証書換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納の事務

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百十一号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項に規定する介護支援専門員登録申請手数料、介護支援専門員証交付手数料、介護支援専門員証有効期間更新手数料、介護支援専門員証書換交付手数料及び介護支援専門員証再交付手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八條第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- （一）名称 公益財団法人東京都福祉保健財団
- （二）所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十二号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項下に規定する介護支援専門員再研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都福祉保健財団

(二) 所在地 新宿区西新宿二丁目七番一号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十三号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項下に規定する主任介護支援専門員研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 十階

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十四号

東京都福祉局関係手数料条例（令和五年東京都条例第六十七号）別表二の項下に規定する主任介護支援専門員更新研修受講料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

(二) 所在地 千代田区飯田橋二丁目九番三号 十階

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都福祉保健財団

新宿区西新宿二丁目七番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都障害者支援施設等において徴収する同条例第六条第一項第一号イ及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都福祉保健財団

新宿区西新宿二丁目七番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設

において徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三十九号）別表に規定する東京都東村山福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第四条第三項から第五項までに規定する使用料及び手数料の徴収の事務

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都八王子福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号ロ及び第二号、第三項並びに第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

令和七年四月一日

二 指定日

令和七年四月一日

三 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

社会福祉法人東京都社会福祉事業団

新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号ロ及び第二号、第三項並びに第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百二十号

東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 北療育医療センターに係る事務

委託した
相手方
委託期間
委託時間

株式会社ニチイ学館
千代田区神田駿河台四丁目六番地
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月三十日及び同月三十一日、一月二日及び同月三日を除く。）

二 城北分園に係る事務
委託した
相手方
委託期間
委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目一番一号
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月三十日及び同月三十一日、一月二日及び同月三日を除く。）

午前八時四十五分から午後五時四十五分まで（土曜日にあつては、午前八時三十分から午後零時三十分まで）

●東京都告示第四百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。
令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
株式会社セノン

新宿区西新宿二丁目一番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容
東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センター城南分園を利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務

三 指定日
令和七年四月一日

四 委託日
令和七年四月一日

●東京都告示第四百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。
令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
株式会社ニチイ学館

千代田区神田駿河台四丁目六番地

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容
東京都立療育センター条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立府中療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務

三 指定日
令和七年四月一日

四 委託日
令和七年四月一日

●東京都告示第四百二十三号

東京都立療育センター条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立東大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。
令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十四号

東京都立療育センター条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会

- (二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十五号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和六十年東京都条例第二十七号）第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目一番一号

令和七年四月一日
から令和八年三月
三十一日まで

月曜日から金曜日
まで（国民の祝日
に関する法律（昭
和二十三年法律第
百七十八号）に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
三月二日及び同月
三日を除く。）

午前八時四十五分
から午後五時十五
分まで

●東京都告示第四百二十六号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和六十年東京都条例第二十七号）第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セラム
愛知県名古屋市中
区大曾根一丁目二
十六番二十三号三
栄ビル二階

令和七年四月一日
から令和八年三月
三十一日まで

月曜日から金曜日
まで（国民の祝日
に関する法律（昭
和二十三年法律第
百七十八号）に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
三月二日及び同月
三日を除く。）

●東京都告示第四百二十七号

東京都リハビリテーション病院条例（平成二年東京都条例第五十三号）第五条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益社団法人東京都医師会
- (二) 所在地 千代田区神田駿河台二丁目五番地

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百二十八号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例（昭和五十九年東京都条例第四十六号）第四条に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。 令和七年四月一日 東京都知事 小 池 百合子 一 委託した相手方 （一） 名称 公益社団法人東京都歯科医師会 （二） 所在地 千代田区九段北四丁目一番二十号 二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで ●東京都告示第四百二十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。 令和七年四月一日 東京都知事 小 池 百合子 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地 名称 株式会社ケイ・エス 所在地 立川市柏町二丁目五十番地の四 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容 保健所の設置等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第二百二十八号）別表に規定する東京都多摩府中保健所	を利用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務（手数料等は別表のとおり） 三 指定日 令和七年四月一日 四 委託日 令和七年四月一日	
--	---	--

別表

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
1	調理師免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例(平成12年東京都条例第87号)別表二の項イ
2	調理師免許証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二の項ハ
3	調理師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二の項ニ
4	製菓衛生師免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表三の項イ
5	製菓衛生師免許証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表三の項ハ
6	製菓衛生師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表三の項ニ
7	受給調理実地指導員指定証交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例(令和5年東京都条例第67号)別表一の項イ
8	受給調理実地指導員補職交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ロ
9	受給調理実地指導員指定証訂正手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ハ
10	受給調理実地指導員指定証再交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ニ
11	受給調理実地指導員補職再交付手数料	東京都福祉局関係手数料条例別表一の項ホ
12	理容所の検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表五の項イ
13	美容所の検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表六の項イ
14	温泉利用許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表七の項イ
15	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表七の項ロ
16	旅館業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表八の項イ
17	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表八の項ロ
18	浴場業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表九の項イ
19	クリーニング所検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項イ
20	クリーニング師免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項ロ
21	クリーニング師免許証訂正手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項ニ
22	クリーニング師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十の項ホ
23	飲食店営業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヘ
24	飲食店営業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヘ
25	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ト
26	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ト
27	食肉販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項チ
28	食肉販売業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項チ
29	魚介類販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項リ
30	魚介類販売業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項リ
31	魚介類販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヌ
32	魚介類販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヌ
33	集乳業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ル

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
34	集乳業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ル
35	乳処理業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヲ
36	乳処理許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヲ
37	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ワ
38	特別牛乳搾取処理業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ワ
39	食肉処理業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項カ
40	食肉処理業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項カ
41	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヨ
42	食品の放射線照射業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヨ
43	菓子製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項タ
44	菓子製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項タ
45	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項シ
46	アイスクリーム類製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項シ
47	乳製品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ソ
48	乳製品製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ソ
49	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ツ
50	清涼飲料水製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ツ
51	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ネ
52	食肉製品製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ネ
53	水産製品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ナ
54	水産製品製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ナ
55	氷雪製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ウ
56	氷雪製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ウ
57	液剤製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ム
58	液剤製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ム
59	食用油脂製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項リ
60	食用油脂製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項リ
61	みそ又はしょうゆの製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ホ
62	みそ又はしょうゆの製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ホ
63	酒類製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ノ
64	酒類製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ノ
65	豆腐製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項オ
66	豆腐製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項オ

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
67	納豆製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項イ
68	納豆製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項イ
69	種類製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヤ
70	種類製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ヤ
71	そうざい製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項エ
72	そうざい製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項エ
73	複合型そうざい製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ケ
74	複合型そうざい製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ケ
75	冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項フ
76	冷凍食品製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項フ
77	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項コ
78	複合型冷凍食品製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項コ
79	漬物製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項工
80	漬物製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項工
81	密封包装食品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ナ
82	密封包装食品製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ナ
83	食品の小分け業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ア
84	食品の小分け業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項ア
85	添加物製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項サ
86	添加物製造業許可継続申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十二の項サ
87	食鳥処理事業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項イ
88	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ロ
89	食鳥検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ホ
90	確認規程認定申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ヘ
91	確認規程変更認定申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十四の項ト
92	病院開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項イ
93	診療所開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ロ
94	助産所開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ハ
95	病院検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ニ
96	診療所検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ホ
97	助産所検査手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十五の項ヘ
98	死体保存許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十七の項イ
99	診療エビソウシ線技師免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十八の項イ

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
100	診療エビソウシ線技師免許証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十八の項ロ
101	衛生検査所登録申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項イ
102	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項ロ
103	衛生検査所登録証明書再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項ハ
104	衛生検査所登録変更申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表十九の項ニ
105	准看護師の免許手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項イ
106	准看護師免許証の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項チ
107	准看護師免許証の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項リ
108	助産師名簿簿本交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項エ
109	保健師免許書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項ル
110	看護師免許又は看護人免許の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項ヲ
111	保健師免許再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項ツ
112	看護師免許又は看護人免許の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十の項カ
113	毒物制物販売業の登録申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項ハ
114	毒物制物販売業の登録更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項ニ
115	毒物制物販売業の登録票書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項ヘ
116	毒物制物販売業の登録票再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十二の項ト
117	麻薬ノ売業者免許申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十四の項ロ
118	麻薬ノ売業者免許証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十四の項エ
119	薬局開設許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項イ
120	薬局開設許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ロ
121	医薬品販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ト
122	医薬品販売業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項チ
123	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ナ
124	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項フ
125	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項タ
126	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項シ
127	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ソ
128	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ツ
129	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ネ
130	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ナ
131	薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ウ
132	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項ム

番号	手数料等の名称	根拠規定
133	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項か
134	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項よ
135	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の書換交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項え
136	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の再交付手数料	東京都保健医療局関係手数料条例別表二十五の項て
137	興行場営業許可申請手数料	興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第84号)第4条
138	プール等経営許可申請手数料	プール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)第4条
139	ふく取扱所認証書申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第19条第1項第5号
140	ふく取扱所認証書再交付申請手数料	東京都ふくの取扱い規制条例第19条第1項第6号
141	使用料及び手数料	保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条
142	開示手数料	東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号
163-8001
定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号
101-0051